

ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2010年3月

コミッティ活動

Accounting: 担当森田(tmorita@isda.org)

第 2 四半期に予定されているヘッジ会計ルールの草案公表に先立ち、国際会計基準審議会 (IASB) に対し、日本におけるヘッジ会計に関する問題点等について説明することが同意された。具体的には、1) 業界 (石油会社、商社など) におけるヘッジ慣行や現状の問題点について、および 2) ヘッジ会計の簡素化について。

Collateral: 担当森田(tmorita@isda.org)

3 月 1 日付当局向けレター:

G14 と日本のメンバーからなるコラテラルワーキンググループは、3 月 10 日に会議を行った。G14 は、3 月 1 日付の当局向けレターに記載されたコミットメントの内容について説明を行った。アジア太平洋地域における、ポートフォリオ照合についての行われているパイロットグループの活動に関するアップデートも行われた。

顧客資産の分別管理義務:

金融庁は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」と監督指針一部改正(案)に対するパブリックコメントへの回答を発表し、有価証券関連店頭デリバティブ取引と、それ以外の店頭デリバティブ取引の担保の分別方法について明確にした。3 月 12 日、コラテラルワーキンググループのメンバーはミーティングを開催し、分別・区分管理されるべき金額の計算方法、顧客の期待損益の取り扱い方法など、規制遵守に際して生じる実務上の諸問題について話合った。

Regulatory: 担当森田(tmorita@isda.org)

3 月 11 日、ISDA CEO の Conrad Voldstad と、Executive Vice Chairman の Robert Pickel が日本銀行の白川総裁とその他幹部職員等と会合を行い、ソブリンCDS、中央清算機関、その他規制問題など、グローバルでの店頭デリバティブに関する最近の諸問題について意見交換を行った。

3 月 12 日、Conrad Voldstad と Robert Pickel は、金融庁と証券取引等監視委員会を訪問し、金融庁総括審議官河野正道氏、監視委員会総務課長佐々木清隆氏と、日本その他の地域における店頭デリバティブに関する規制上の諸問題について話し合いを行った。

Regulatory / Credit Derivatives: 担当森田(tmorita@isda.org) / 難波(knamba@isda.org)

クレジット CCP ワーキンググループ:

金融商品取引法等 (FIEA) 改正に伴い、ジャパנקレジット CCP ワーキンググループは 3 月 17 日にミーティングを行い、中央清算機関による CDS の清算に関する諸問題について話合った。金融庁が 3 月 9 日に国会に提出した法律案と付随資料には、金融商品取引業者等を相手方として行う iTraxx Japan の CDS 取引については、国内清算機関において集中清算することが義務づけられることが定められている。ミーティングで話し合われた主な内容は、日本国内とその他地域における中央清算機関に関する最近の規制動向、法律案に対する法的解釈、中央清算機関参加へ向けたメンバー企業の動向等。

アイフルのオークション:

3 月 25 日、ディーラー 13 社が参加して、アイフルに関する CDS 清算のためのオークションが行われた。本邦初となるこの CDS オークションは、Creditex と Markit によって進められた。ISDA は翌 3 月 26 日に、メンバー企業の代表者と外部カウンセラーと共に、金融庁と日本銀行の職員を対象としたセッションを開催した。ISDA のジェネラルカウンセラーである David Geen が、Determination Committee における議論およびアイフル、JAL のオークションプロセスの概要を説明し、またメンバー企業の市場参加者がアイフルオークションのレビューを行った。

ソブリン CDS:

3月26日、ISDAとメンバー企業の代表は、日本銀行と、最近行われているソブリン CDSに関する議論について、意見交換を行った。内容は、市場参加者の特徴、ソブリン CDS の中央清算機関への参加動向などについて。

Operations / Credit Derivatives: 担当難波(knamba@isda.org)

3月1日、ISDAはSecond ISDA Japan Calculation Agent City Protocolのドラフトに関する電話会議を開催した。本プロトコルは先だってJapan Corporate Calculation Agent City Protocolの導入によって、既存のシングルネーム CDS に対し行われたCACの修正を、より広範囲な取引(iTraxx, Sovereign、その他ポートフォリオを含むがこれに限らない)へと拡大するもの。この新しいプロトコルの導入により、適用対象取引におけるCACは「東京」を指定したとみなされる。翌2日、ISDAは本プロトコルをウェブサイト上で公表、批准期限の3月17日までに87社が批准した。

コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

Property Derivatives Working Group
(日本語による会議)

4月8日

ISDA 24th Annual General Meeting
(The Fairmont San Francisco)

4月21日-23日

Credit CCP Working Group
(日本語による会議)

tbc